

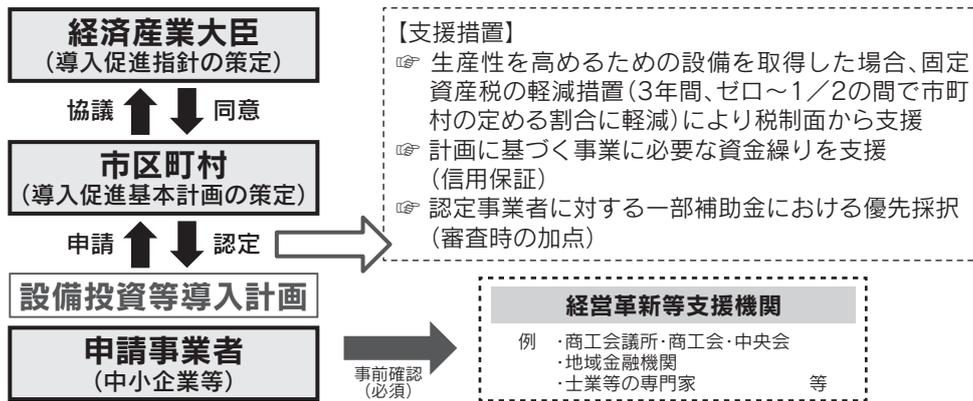
生産性向上特別措置法の施行により、設備投資を通じて労働生産性の向上を図る「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者等は固定資産税の特例措置等を受けることができるようになりました。本号では、生産設備等導入計画の概要等についてご紹介します。

〈概要〉

この制度は「先端設備等導入計画」の認定を市町村から受けて固定資産税が3年間(ゼロ～1/2の間で市町村が定める割合)減額されるというものです。

「先端設備導入計画」は、生産性向上特別措置法(平成30年5月23日交付)において措置されているもので、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。

○先端設備導入計画のスキーム



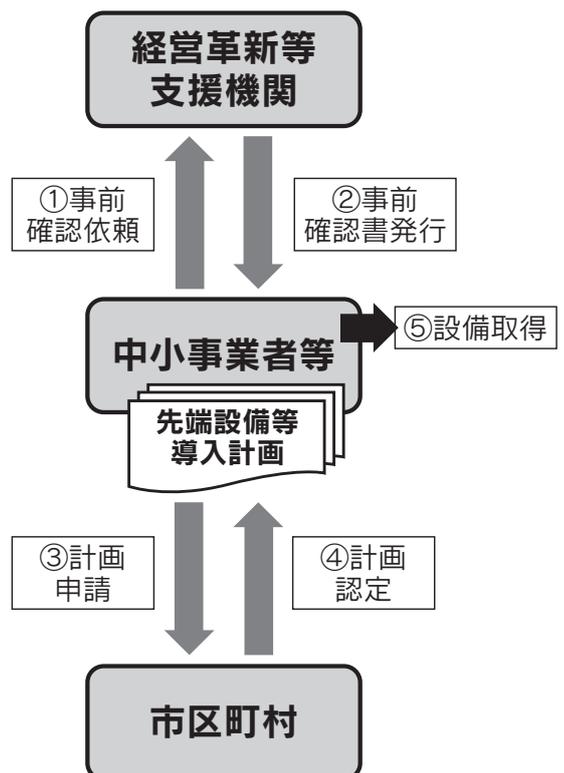
〈先端設備等導入計画の主な要件〉

先端設備導入計画は、下記のような①計画期間内に、②労働生産性を一定程度向上させるため、③先端設備等を導入するもの必要があります。また、申請から設備取得までの流れについては右下のフロー図をご参考ください。

○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
計画期間	計画認定から3年間～5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度*比で労働生産性が年平均3%以上向上すること *直近の事業年度末 ○算定式 $\frac{\text{(営業利益+人件費+減価償却費)}}{\text{労働投入量}}$ (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	○導入促進指針及び導入促進基本計画*に適合するものであること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○認定経営革新等支援機関(商会議所、商工会等)において事前確認を行った計画であること

○先端設備導入までのフロー図



※市町村によって、対象設備及び地域等が異なる場合あり

【主な支援措置】

①税制支援

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、以下の要件を満たした場合、地方税において固定資産税の課税標準を軽減する特例を受けることができます。

対象者	資本金額1億円以下の中小企業者(法人、個人事業主)
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 [減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)] ◆機械装置(160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) ◆器具備品(30万円以上/6年以内) ◆建物付属設備(※1)(60万円以上/14年以内)
その他要件	生産、販売活動等の用に直接供されるものであること/中古資産でないこと
特例措置	<u>固定資産税の課税標準を3年間ゼロ～1/2(※2)に軽減</u>

(※1)家屋と一体となって効用を果たすものは除く (※2)市町村の条例で定める割合

【問い合わせ先】

所在する市町村(「導入促進基本計画」の同意を受けた市町村に限る)

※同意を受けている市町村のリストは中小企業庁のHPで公表を予定しています。

②金融支援

中小企業者は、「先端設備等導入計画」の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証が受けられます。保証限度額は下記参照。

	通常枠	別枠(通常枠に追加)
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円

【問い合わせ先】

秋田県信用保証協会 ☎018-863-9011

TOPICS 3 平成30年度第3回理事会を開催



[意見交換が行われた第3回理事会]

6月27日(水)、秋田市の秋田キャッスルホテルにおいて平成30年度第3回理事会を開催しました。

開会に先立ち、藤澤会長は「来年10月に控える消費税10%増税に伴う駆け込み需要への対応と増税後の個人消費の低迷による経済の低迷が懸念され、我々中小企業の経営は予断を許さない状況にある。こうした中、中央会では会員

組合・組合員企業のための事業を展開していきたいことから、役員の方から忌憚のないご意見を頂戴したい」と挨拶しました。

議案の審議では、①会員の加入及び脱退、②諸規定の一部変更について承認された後、第70回中小企業団体全国大会への要望事項や平成30年度本会実施事業等について報告が行われ、全議案とも満場一致で承認されました。